

小布施町商工業者緊急経済対策事業資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済不況によって著しい影響を受けた中小企業者の経費負担の軽減を図るため、長野県中小企業融資制度資金の運転資金(以下「県制度資金」という。)、日本政策金融公庫経営改善貸付の運転資金(以下「公庫資金」という。)又は商工会商工貯蓄共済融資制度の運転資金の利用者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、小布施町補助金交付規則(昭和46年小布施町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給対象者)

第2条 この補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たしたものである。

- (1) 小布施町に事業所を置き県制度資金又は公庫資金の融資を令和6年4月1日から令和7年3月31日までに受けた者。
- (2) 町税を滞納していない者。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給は中小企業者が借入利息を支払う最初の年度のみとし、セーフティネット保証または危機関連保証付の場合は借入利息の全額を、セーフティネット保証または危機関連保証が付いていない場合は10万円を限度額とする。

2 借入期間が3年未満の場合は、利子補給は行わない。

(利子補給金の交付の申請)

第4条 利子補給金の交付の申請をしようとする者は、小布施町商工業者緊急経済対策事業資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に小布施町商工業者緊急経済対策事業資金貸付証明書(様式第2号)を添えて町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第5条 町長は、利子補給金の交付決定をするときは、小布施町商工業者緊急経済対策事業資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号)を交付して通知する。

(利子補給金の交付方法)

第6条 利子補給金の交付の決定を受けた者で、利子補給金の交付を受けようとする者は、小布施町商工業者緊急経済対策事業資金利子補給金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(利子補給金の返還)

第7条 利子補給金の交付を受けた者において、利子補給金交付後、1年以内に一括償還を行ったことにより規定以上補給金の交付を受けた場合には、小布施町商工業者緊急経済対策事業資金利子補給返還申請書(様式第5号)に小布施町商工業者緊急経済対策事業資金貸付証明書(様式第2号)を添えて、提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。